

東村山市個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

東村山市個人情報保護に関する条例（昭和 6 3 年東村山市条例第 1 6 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）附則第 2 条の規定による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）の廃止等に伴い、本案を提出するものである。

東村山市個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

東村山市個人情報保護に関する条例（昭和63年東村山市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項」に改め、同条第3号中「行政機関個人情報保護法第2条第4項」を「個人情報保護法第2条第3項」に改める。

第4条の2第2項中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報保護法第2条第9項」に改める。

第27条第3項ただし書中「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第5項」を「個人情報保護法第16条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

東村山市個人情報保護に関する条例の一部を
改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 個人識別符号 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。

(3) 要配慮個人情報等 個人情報保護法第2条第3項に規定する要配慮個人情報及び次に掲げる個人の人格的権利利益を損なうおそれのあるものをいう。

ア～エ (略)

(4)～(10) (略)

(指定管理者等の責務)

第4条の2 (略)

2 事業を営む個人及び法人その他の団体（国、独立行政法人等（個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の基本的な権利を侵害することのないよう努めるとともに、実施機関が行う個人情報の保護に関する施策に協力しなければならない。

旧 条 例

(定義)

第2条 (同左)

(1) (略)

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(3) 要配慮個人情報等 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報及び次に掲げる個人の人格的権利利益を損なうおそれのあるものをいう。

ア～エ (略)

(4)～(10) (略)

(指定管理者等の責務)

第4条の2 (略)

2 事業を営む個人及び法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の基本的な権利を侵害することのないよう努めるとともに、実施機関が行う個人情報の保護に関する施策に協力しなければならない。

新 条 例

(適用除外等)

第27条 (略)

2 (略)

3 個人情報の開示・訂正・消去及び中止(特定個人情報の開示を除く。)についての手続が、法令に定められている場合には、それぞれの定めるところによる。ただし、指定管理者が個人情報保護法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者である場合において、指定管理業務に係る個人情報の開示を実施機関に請求する場合については、この限りでない。

旧 条 例

(適用除外等)

第27条 (略)

2 (略)

3 個人情報の開示・訂正・消去及び中止(特定個人情報の開示を除く。)についての手続が、法令に定められている場合には、それぞれの定めるところによる。ただし、指定管理者が個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者である場合において、指定管理業務に係る個人情報の開示を実施機関に請求する場合については、この限りでない。